

佐伯市有林管理方針

令和4年3月

大分県 佐伯市

目 次

第Ⅰ章 はじめに

- 1 策定の趣旨 1
- 2 方針の位置付け 1

第Ⅱ章 市有林の基本方針

第1 市有林の現状

- 1 管理形態について 1
- 2 森林経営計画の策定状況について 2
- 3 現行の体制及び国有林・県営林の状況 2

第2 管理における基本的な考え方 2

第3 機能類型ごとの指針

I 山地災害防止タイプ

- (1) 基本的な考え方 3
- (2) 整備の目標 3
- (3) 施業方法 4
- (4) 施業計画 4
- (5) 山地災害防止タイプの主な市有林 4

II 自然維持タイプ

- (1) 基本的な考え方 5
- (2) 整備の目標 5
- (3) 施業方法 5
- (4) 施業計画 5
- (5) 自然維持タイプの主な市有林 6

III 水源涵養タイプ

- (1) 基本的な考え方 6
- (2) 整備の目標 6
- (3) 施業方法 6
- (4) 施業計画 7
- (5) 水源涵養タイプの主な市有林 7

付属資料

市有林団地一覧

市有林位置図

森林の現況並びに伐採計画及び造林計画（市有林森林経営計画）

直営市有林における林相区分図（航空レーザー測量データより（海岸部除く））

第I章 はじめに

1 策定の趣旨

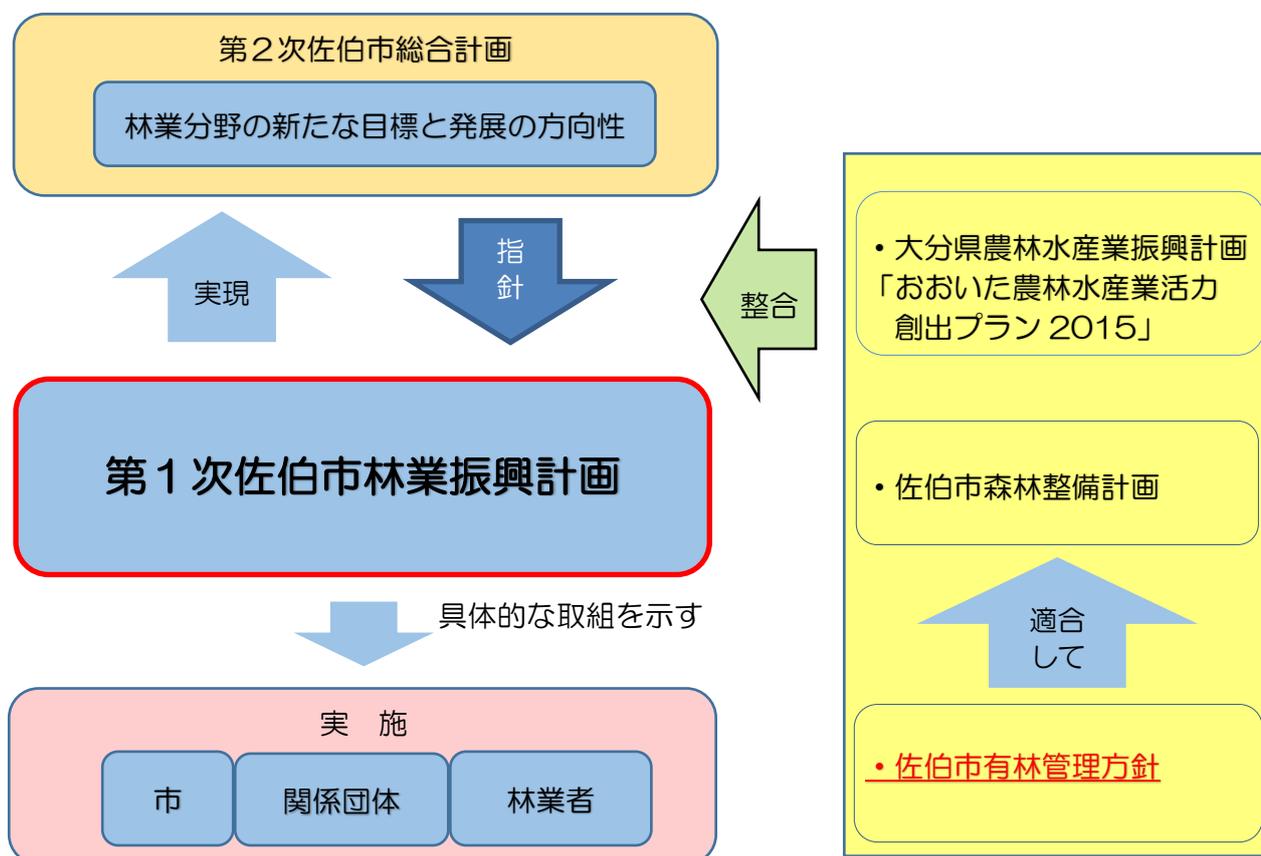
本市は平成16年度に1市5町3村が合併し、九州一広い面積を誇る市となりました。合併に伴い合併前の各市町村が所有していた山林は、新市が引き継ぎ、その面積は、全体で3,094haとなりました。

昨今、本格的な人口減少の到来や少子高齢化社会への対応、地域コミュニティの弱体化など、本市を取り巻く環境は大きく変化しています。

このような中で、今後の市有林に関する管理方針を明確にし、市有林のあり方についての方針を定めます。

2 方針の位置付け

本方針は、第2次佐伯市総合計画の個別計画であり、本市の林業振興の総合的な指針となっている「佐伯市林業振興計画」の策定にあたり整合を図ることとされている「佐伯市森林整備計画」に適合して、佐伯市の所有する市有林の効率的な管理を図ることを目的としています。



第II章 市有林の基本方針

1 市有林の現状

1 管理形態について

市有林は、大きく分けて直営で管理を行っている「直営林」と、造林者などと立木について分収契約を締結し管理を行っている「分収林」の2つの管理形態があります。各管理形態の面積等について、以下に示します。

○市有林全体面積 3,094ha ※保安林指定地：全体の約6割

○直営林 1,774ha

○分収林 1, 320ha

国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センター分収林	848ha
県（大分県）分収林（県民有林含む）	301ha
国（林野庁）分収林	88ha
地区分収林	83ha

2 森林経営計画の策定状況について

市有林の森林経営計画は、佐伯広域森林組合へ作成等を委任しており、策定状況は以下のとおりです。

○森林経営計画策定面積	1, 152ha
うち人工林	580ha
うち天然林	572ha
○森林資源蓄積量	約40万m ³
うち人工林	約32万m ³
うち天然林	約8万m ³

3 現行の体制及び国有林・県営林の状況

〈現行の体制〉

市有林の担当者は林業課職員1名で、これまで間伐等の保育施業の発注や必要に応じて主伐・植栽による更新を実施してきました。しかし今後、本格的な人口減少社会を迎えることで、職員の数も更に少なくなっていくことが想定されます。

〈国有林・県営林の状況〉

国有林については、平成10年度に施行された国有林野事業改革特別措置法により、それまで運営していた特別会計から一般会計化を行い、管理を行っています。

大分県県営林については、明治35年に民有林の模範として県設模範林の造成を行い、その後特別会計を設け、林産物売払収入等を財源に管理を行っていますが、一般会計からの繰入を毎年実施している状況です。

上記のとおり、今後職員の数が少なくなっていくことが想定されるため、施業が必要な団地については、関係団体と連携・協議を図り、将来像を意識しながら直営形態から分収形態への転換を積極的に進めていく必要があります。

また、国有林・県営林の状況から、公有林の採算性は決して良くないことがわかるとともに公が所有する公有林として、森林の持つ多面的機能の維持増進を図る必要性も高いことから、本市の市有林において、伐期に達していることのみを理由に、積極的に伐採を進めていくことは、採算性やその後の管理においても適当とは言えません。

そこで、これらの状況を踏まえた本市の市有林管理における基本的な考え方を示します。

2 管理における基本的な考え方

- 1 佐伯市森林整備計画に定められている「I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項」を踏まえ、森林整備に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割等を配慮しつつ、適正な森林施業の実施に努めるものとする。
- 2 市有林の管理については、林産物の供給に重点を置くのではなく、森林の持つ多面的機能の維持増進に重きを置き、森林整備を予算の範囲内で実施するものとする。
- 3 今後直営での管理が難しくなっていくことが想定されるため、分収形態への転換と

併せ、アウトソーシングの検討を行う。

- 4 森林環境教育や林業研修のフィールドとしての利用など、多くの市民が森林に触れ、学び、体験する活動やイベント利用の推進を図る。
- 5 管理の効率性等の観点から、山地災害防止タイプ、自然維持タイプ、水源涵養タイプの3つに区分して、それぞれの区分別機能の発揮に資する施業を森林経営計画に位置付ける。

3 機能類型ごとの指針

機能類型と公益的機能別施業森林の関係

機能類型	公益的機能別施業森林		
	水源涵養 機能維持 増進森林	山地災害 防止/土 壌保全機 能維持増 進森林	保健機能 維持増進 森林
山地災害防止タイプ	○	○	
自然維持タイプ	○	○	○
水源涵養タイプ	○		

上記関係を基に、団地の面積や保安林及び自然公園法の法指定区域の状況等を勘案し、市有林をタイプ別に分類し、集計した結果を以下に示します。

機能類型	面積	割合
山地災害防止タイプ	448ha	14.5%
自然維持タイプ	717ha	23.2%
水源涵養タイプ	1,929ha	62.3%
合計	3,094ha	—

機能類型区分に応じた基本的な考え方及び整備の目標を以下に示します。

I 山地災害防止タイプ

(1) 基本的な考え方

山地災害防止タイプは、土砂の流出・崩壊、落石等の山地災害による人命・施設の被害の防備その他の安全で快適な生活環境と国土の保全・形成に係る機能を重点的に発揮させるべき森林とし、土砂流出・土砂崩壊防備保安林等の指定地や保全対象との位置関係が近い市有林とする。管理にあたっては、保全対象と山地災害防止タイプである市有林との位置関係、地質や地形等の林況、森林の現況等を踏まえ、災害防止の観点を重視する。

(2) 整備の目標

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山

地災害を防ぐ施設が整備されている森林とする。

(3) 施業方法

主伐は原則、森林の現状に急激な変化を与えないよう複層伐等により、成長の衰退した林木、風倒木、枯損木等の林分を主な対象として実施し、1伐採箇所の面積を原則としておおむね2ha以下とし、伐採箇所を分散させるよう努めるものとする。

更新は、原則として部分的な伐採に限定する。併せて、下層植生などの森林の現況を見ながら、必要に応じて間伐をし、森林の機能維持を図る。

(4) 施業計画

必要な森林施業については、概ね5年分の施業計画を各団地ごと、森林経営計画に定める。計画の策定にあたっては、森林の現況を踏まえるとともに、航空レーザー測量データを適宜活用し、必要な施業を決定する。

(5) 山地災害防止タイプの主な市有林

○蕨野市有林（弥生大字井崎）



○榊原市有林（米水津大字色利浦）



II 自然維持タイプ

(1) 基本的な考え方

自然維持タイプは、原生的な森林生態系からなる自然環境の維持、野生動植物の保護、自然環境の保全に係る機能を重点的に発揮させるべき森林とし、魚つき保安林や自然公園法指定地などの市有林とする。管理にあたっては、生物多様性の保全や生態系の保護、保健機能の維持といった観点を重視する。

(2) 整備の目標

良好な自然環境を保持する森林、貴重な動植物の生息・生育に適している森林等を目標とし、野生動植物等の保護を図るため、生物生息・生育空間を確保することを第一として森林の保全を図る。

(3) 施業方法

主伐は原則として行わないこととする。人工林にあつては育成複層林施業の実施等により、広葉樹等の導入を図り、天然生林へ導くための施業を原則とする。

(4) 施業計画

必要な森林施業については、概ね5年分の施業計画を各団地ごと、森林経営計画に定める。計画の策定にあたっては、森林の現況を踏まえるとともに、航空レーザー測量データを適宜活用し、必要な施業を決定する。

(5) 自然維持タイプの主な市有林

○仙崎市有林（蒲江大字西野浦）



○大島市有林（鶴見大字大島）



Ⅲ 水源涵養タイプ

(1) 基本的な考え方

水源涵養タイプは、下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄えるすき間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林で、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源周辺並びに地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺に存する市有林とする。管理にあたっては、水源涵養の機能が十分に発揮されることを前提とし、森林資源の有効利用にも配慮し、良質な水の安定供給といった観点を重視する。

(2) 整備の目標

ダム等の利水施設上流部や主要な河川上流の水源域等において、水源涵養の機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、長伐期施業の推進など、根系や下層植生の発達が良好で、諸被害に強い森林の造成・保全を図る。

(3) 施業方法

主伐は原則、森林の現状に急激な変化を与えないよう複層伐等により実施し、森林の裸地化を極力回避する。1伐採箇所の面積を原則としておおむね5ha以下とし、伐採箇所の分散、モザイク的な配置に努める。また、比較的傾斜が緩く、地位が良好で下層植生が豊かであるなど、小面積に皆伐を行っても表土の流亡のおそれがない林分に限り、

皆伐を行うことが出来る。

更新は、原則として育成複層林への誘導を目的に行うものとし、直営形態の市有林においては、分収形態への転換を踏まえ、更新を行うこととする。

下刈り・除伐といった保育施業については、森林の現況を見ながら適宜適切に実施することとし、間伐については、下層植生の発達に支障が認められる場合に行い、間伐の方法は、表土の保全に留意し、植栽木以外の林木であっても積極的に保残し、多様化を図ることとする。

上記は、直営形態から分収形態への転換及び管理のアウトソーシングを進めながら、分収契約等の中で実施していくことに努める。

(4) 施業計画

必要な森林施業については、概ね5年分の施業計画を各団地ごと、森林経営計画に定める。計画の策定にあたっては、森林の現況を踏まえるとともに、航空レーザー測量データを適宜活用し、必要な施業を決定する。

(5) 水源涵養タイプの主な市有林

○大河内市有林（宇目大字重岡）



○桜原市有林（本匠大字山部）

